

南北朝期防長守護覚書（一）

岩元 修一*

Notes on the Bocho Shugo in the Nanbokuchō Period(1)

IWAMOTO Shuichi

論文要旨 本稿は、南北朝期防長守護研究の一環として厚東武直の幕府方守護在職期間とそれに関わる若干の問題について従来の説を整理し新たな理解を提示することができた。

一 はじめに — 問題の所在 —

本稿は、厚東武直の幕府方守護在職期間とそれに関わる若干の問題について検討を試みようとするものである。最初に、問題の所在を明確にしておこう。厚東武直の守護在職期間に関する従来の研究を見て見ると、佐藤進一氏の次の指摘(1)がこれまでの通説とみてよからう。

観応二年十二月と文和二年十一月

典拠は、「長門国守護職次第」、「厚東氏系図」、「厚東家譜」である(2)。(3)で「長門国守護職次第」を必要な範囲で示しておこう。

「史料一」(「長門国守護職次第」、『山口県史 史料編中世

1』六〇一頁以下)

- 廿五 厚東太郎入道殿法名崇西、建武元五十四当府入部、(中略)
- 廿六 厚東駿河権守武村貞和四年三月五日給之、(中略)
- 廿七 兵衛佐殿直冬(中略)
- 廿八 厚東長門守武直観応二年十二月廿日府中入、(中略)
- 廿九 厚東長門左衛門義武(後略)

佐藤氏の指摘する武直在職の上限である観応二年(一三五)十二月とは、「史料一」の記述を典拠とすることがわかる。「厚東氏系図」、「厚東家譜」は観応二年辛卯十月十日に厚東武村が没するとする(3)。佐藤氏は、観応二年(一三五)十月の武村死去の後、嫡子武直が跡を継いだとする。

ここでは下限に関する問題を考えよう。下限の文和二年(一一三五)十一月とは、「厚東氏系図」、「厚東家譜」が記

す武直の死没の年月である。
ところが、厚東武直の署判や花押のある文書を見ると、次のように右の没年以降にも厚東武直発給文書を確認できるのである。

表一 厚東武直発給文書一覧(文和二年十一月以降)(4)

年月日	署判	出典
文和三年二月二十七日	長門守源(花押)	浄名寺文書
延文元年十一月二十七日	長門守(花押)	武久家文書

厚東武直の没年と表一の武直発給文書の関係について『宇部市史 通史編上巻』(5)を見ると、系図の没年と表一の文和三年(一三五四)の文書(浄名寺への厚東武直寄進状)を検討し、結論として「文書が武直の原文書である以上、武直の没年は文和三年以後のこととすべきであろう」という記述がなされている。

武直の没年については、右の『宇部市史 通史編上巻』の結論に従うべきである。ただ、守護在職期間については、なお検討の余地を残している。表一の文和三年の文書は、武直の寄進状であり、守護の立場を考える決定的な史料とはならないからである。

単純に考えれば、発給文書を重視して、厚東武直の在職年月の下限を考えればよいように見えるのだが、ここでは今一度、系図などの記述を検討し、その上で現段階で確定できる内容を明らかにしておきたいと思う。覚書と称する所である。

二 厚東系図の検討

厚東氏の系図(以下、厚東系図)と記述するは、『宇部市史 資料編』(6)によると、次の七系統が知られている。

- (一) 妙青寺本
- (二) 浄名寺本

- (三) 恒石八幡宮旧蔵本
- (四) 阿川毛利氏家老山県家旧蔵本
- (五) 東隆寺本
- (六) 青海島大日比庄屋上利家旧蔵本
- (七) 毛利家文庫本

いま、武直の没年の記述を見ると、右の(一)、(二)、(三)、(七)で確認でき、すべて文和二年十一月二十日とする。そこで、没年が誰について記されているか、各系図について整理したのが表二である。○印を付した箇所は没年の記述があることを、武直に付した△印は、ここだけ月日(「十月廿日」とほかの系図とは月も異なる)のみを記していることを示している。

表二 厚東系図の没年記述一覧

系図の種類	武実	武村	武直	義武
(一)	○	○	○	
(二)	○	○	○	○?
(三)		○	○	
(四)			△	
(五)			△	
(六)				
(七)	○	○	○	

没年が記されているのは十四世紀の四代(記述を複数の系図で確認できるのは武実(崇西)、武村、武直の三代)に限られることがわかる。

そのうち、義武の場合、表二の(二)を見ると「延文三戊戌正月二日為大内落命、霜降ノ城落去」とあり、これをそのまま解釈すれば、延文三年正月二日(義武が)命を落とし、霜降(山城)を(生き残った厚東氏の家臣等が)落去ということであろうか。しかし、表二の(三)の義武の箇所を見る

と、「義武ハ延文三正月二日厚東ヲ落去云々」とあつて落命してはいないようであり、さらに正平二十三年（一三六八）十二月十三日付の厚東義武充行状（恒石八幡宮文書）（⁷）が現存することからも、表二の（二）の「為大内落命」の記述については検討の必要がある。表二の義武の箇所に「？」を付したのはそのためである。では、残りの二人について検討しよう。

武実（崇西）の場合、すべての系図が没年を正平三年（一三四八）戊子十一月九日とする。正平三年は貞和四年（一三四八）である。この時期、武実（崇西）の関連文書で右の没年と矛盾する事例は確認できていないので、これまでのところ、この没年を否定する積極的材料はないことになる。

武村の場合、すべての系図が没年を観応二年（一三五二）辛卯十月十日とする。この時期、武村の関係文書は確認できておらず、右の没年と矛盾する事例は確認できないことから、これまでのところ、この没年を否定する積極的材料はないことになる。

以上を要するに、没年の記述のうち、武直の箇所については検討の必要があることについて確認した。義武についても系図の記述は採用できない箇所があることを述べた。残りの武実（崇西）と武村については、これまでのところ系図の記事を否定する積極的材料はないことを確認した。

三 厚東武村守護在職期間の検討

ここでは武実（崇西）から武村への移行について考えてみよう。参考になるのが、武久家文書貞和四年（一三四八）十月日付永富季幸軍忠状（⁸）である。この軍忠状の奥には「正印^{〔員〕}依所^{〔員〕}在京之間、加判形了、源武守（花押）」と見える。この源武守について藤井崇氏は「武」字からして、厚東氏の有力被官か一門と思われる。武守がいう「正印^{〔員〕}依所^{〔員〕}」は正員守護崇西か新守護武村の病気を指すと思われる」と指摘している（⁹）。

ここで前掲「史料一」の武村の箇所を見ると、貞和四年（一

三四八）三月五日に守護となったことがわかる。これが何を典拠としたものか、これまでのところ不明というしかないけれど、この記述を否定する（あるいは疑点をいなくべき）積極的理由がない以上、この記述を前提に小論では考えることにしよう。

すでに述べたように、武実（崇西）はこの年の十一月九日に死去と厚東系図は伝える。系図の没年記事と守護職の交代時期を右の軍忠状の記述とあわせて考えてみよう。

軍忠状の奥に見える「所^{〔員〕}」により「在京」という「正印^{〔員〕}」とは誰であろうか。「正員」とは、『日本国語大辞典 第二版』（小学館）によると「正当の資格のある人員。また、定員内の人員」とあることから、ここでは正式の守護と考えることができよう。

もちろん、当時の戦功認定者は守護に限定されないけれど、大体守護によるものである（¹⁰）。しかも武実（崇西）の場合、いま論じている軍忠状の日付である貞和四年（一三四八）十月の翌月九日に系図によると没している。すでに確認したように前掲「史料一」によると長門国の正式守護は貞和四年（一三四八）三月五日に武実（崇西）から武村に交代していることがわかるが、この交代も武実（崇西）のこの年十一月の死去につながる事情があつてのものとの推測も可能である。このように考えてくると、ここで問題とした「正印^{〔員〕}」とは、幕府から任命された正当の資格のある新守護の武村と考えてよいのではなからうか。

さて、右の軍忠状の奥書によると、武村はこの時期、「所^{〔員〕}」で在京していたことがわかる。実は、厚東武村の守護在職期間とされる時期に彼に充てた幕府関係文書は管見に入らないことを佐藤氏は指摘している（¹¹）。武村の守護在職期とされる時期、幕府から長門国に関わる遵行などの指令が出されているけれど、すべて武村以外の人物に充てたものである（¹²）。これらの点も、正式守護厚東武村が「所^{〔員〕}」であつたための処置と考えることもできるように思う（¹³）。

以上、武直の守護在職期間を考える前提として、武直の父武村の守護在職期間について検討を加えた。

四 厚東武直守護在職期間の検討

ここで厚東武直の守護在職期間について考えよう。

上限：佐藤氏の説は、一で述べたように観応二年（一三五）十二月というものである。

（長門国守護守護代等歴代諸本（注（三）参照）によると、武直の「入府」「府中入（部）」「当府入部」（守護所のあった長門府中への入府）つまり守護への就任時期については、観応二年（一三五）十二月二十日とするものと同年十一月（十二日）とするものがある。諸本のうち、「政弘時代の明応初年に成立し、義興時代初期に追記されたものである」と考えられる（14）という最も成立時期の古い「長門一宮系本」が観応二年十二月二十日としており、佐藤説はこれに従ったものである。小論でもこれに従いたい。

下限：佐藤氏の説は、すでに一で述べたように文和二年（一三五）十一月というものであり、典拠は「厚東氏系図」、「厚東家譜」の記す武直の没年であった。しかし、二で述べたように、この記述は検討の必要があることを確認した。以下、下限について検討しよう。

（長門国守護守護代等歴代諸本）によると、武直の次の義武の在職期間のうち、上限に関する記述は、現在知られている六系統の諸本のうち、注（三）で掲出した田村氏の②論文で紹介された二本に記されている。ここでは、文和三年（一三五）二月三日のこととする。一方、「厚東家譜」は文和二年（一三五）十二月に守護職拝領と記す。

義武の父武直の没年について、系図や家譜は文和二年（一三五）十一月二十日と記していたので（前述）、家譜が武直の子義武の守護職拝領時期を文和二年（一三五）十二月と記するのは矛盾しない。というよりも、二の検討結果をふまえると、むしろあまりにも符節を合わせたように逆に検討の必要を強く感じてしまう。とにかく、武直の没年は検討の必要があることをすでに確認しているもので、問題は、義武の守護職への就任時期（言い換えれば武直の守護職在任時期の下限）をどのように理解するかということになる。

そこで、表二の延文元年（一三五）十一月二十七日付

の文書を検討しよう。

「史料二」（武久家文書、『山口県史 史料編中世4』二八六頁、花押は別冊の「花押・印章集」を参照）

武久名事、根本為地頭在庁之上者、任先例、可被勤仕
武役、仍執達如件、

延文元年十一月廿七日
（厚東武直）
長門守（花押）

（季幸）
武久四郎殿

「史料二」は、現在確認できる厚東武直発給文書の最後の事例である。内容は、充所の武久四郎（季幸）は根本の地頭で在庁なのだから、長門国の武久名の事について武役を先例に任せて勤めるように厚東武直が命じたものである。この文書の差出人の立場が守護としてのものであることについては、佐藤氏や『宇部市史 通史編』でも指摘があり、従うべき見解である。

ただ、差出人について見ると、管見の限りであるが『増補改訂山口県文化史年表』が厚東義武と記し（15）、川副博氏も厚東義武とし（16）、佐藤進一氏は「（義武？）」（17）としたが、『宇部市史 通史編上巻』（18）が厚東武直と記述し、『山口県史 史料編中世4』もこの理解を継承していることは前掲「史料二」に明らかである。延文元年（一三五）十一月の段階で武直の守護としての職権活動が確認できたことになる。

しかし、守護としての実際の活動と正式の守護職任命をふまえた活動は区別しなくてはならないので、そのような視点から以上の点をどのように考えればよいのが問題となる。ここで、論点を整理しておこう。

① 武直の守護としての活動時期は原文書から延文元年十一月まで確認できる。

② 武直の次の義武の守護職就任は文和二年十二月（家譜）または翌年二月（長門国守護守護代等歴代諸本）とする記述がある。

③ 義武の現存最初の発給文書は正平十九年六月十三日付（長門忌宮神社文書）の書下（内容は祈祷依頼）（19）である。正平十九年は貞治三年（一三六四）である。
 ④ 武直の没年とされる文和二年十一月（系図、家譜）と義武落命の時とされる延文三年正月（系図）については、二で整理したように検討の必要がある。

結論からいえば、大きく二つの理解ができるように思う。
 A・正式守護と実際の守護の活動を行う者が別々にいる場合とB・一人が正式守護で実際の守護としても活動する場合である。

Aの場合、右の①と②は両立する。正式守護は義武に交代したが、実際は武直が守護として活動したというものである。Bの場合、①の事例を正式守護の立場からのものと見て、少なくともその時点まで正式守護は武直、それ以降のある時期から義武に交代したというものである。

ここで右の②に整理した武直から義武への守護職交代の時期が、右の④で整理した武直の没年をふまえているように見えることに注目すると（特に家譜の記述はその可能性が高いように見える）、④の没年自体、本稿ではすでに検討を要することを確認しているの、②で整理した守護職交代の時期についても検討の必要を強く指摘せざるをえない。

以上を要するに、右のA、B二つの理解を想定できるけれど、今の段階では検討を要する記録（系図、家譜）の記述ではなく原文書に拠ることとし、右のBの理解に従っておきたい。具体的には、少なくとも①に整理した延文元年（一三五六）年十一月まで武直の守護在職を考え、③に整理した正平十九年（一三六四）六月をとりあえず義武の活動の最初かと見ておくというものである。

ただし、最後にいまま少し検討を要する点がある。南北朝後半の長門国の政治的動向に関わる記述との整合性という問題である。章を改めて検討しよう。

五 厚東武直、同義武と大内弘世

ここで、大内弘世の長門国侵攻とそれに対する厚東氏の

戦いに関わる記述を本稿で必要な範囲で検討し、これまで述べてきた本稿の理解との整合性について考えてみよう。最初に、これまで指摘されてきた南北朝後半の長門国における厚東氏と大内氏の関係を表三に略年表として整理してみた。

表三 厚東・大内関係略年表（20）

年月日	内容
正平十 （文和四・一三五五）	大内弘世、長門国に入り厚東義武を攻める。
正平十三・正 （延文三・一三五八）	大内弘世、霜降山城を落とし南朝方長門国守護となる。義武、豊前国へ落去。
正平十三・六・二十 三	大内弘世、長門府中に入る。
正平十四・冬 （延文四・一三五九）	厚東義武、長門国四王寺山に蜂起する。
正平十四・十二・二十 六	大内弘世のために厚東義武豊前国へ落去。

表三に示した事跡を現存文書で確認することはこれまでのところできていない。したがって、**四**でも述べたように、現段階で確実に言える内容を確定し、さしあたりの結論としておくにとどめざるをえないことを最初に断っておこう。

検討を要する内容は多いけれど、本稿でさしあたり検討すべきは厚東武直と同義武の関係である。表三の略年表によると、長門国に侵攻した大内弘世は正平十年（一三五五）、厚東義武を攻めたというが、その翌年の延文元年（一三五六）十一月まで厚東武直の守護としての活動を本稿ではすでに再確認している。とすると、この表三の記述は検討の必要がある。

次に、正平十三年（一三五八）の段階で厚東義武が大内弘世に敗れて豊前国に落去するという点は、現存文書の間から見ると、武直に関しては没年と守護職交代の時期が明

らかでないという問題を残すけれど、それを除くとこれまでのところ落去を明示する文書を確認できないし、落去自体を否定する根拠となる文書もない。義武の場合、同人の現存最初の発給文書が正平十九年（一三六四）六月十三日付（前述）である点に注目すると、延文元年（一三五六）十一月からは少し時間が空いているようにも感じられるけれど、武直からの守護職交代の時期が不明という問題を除くと、これまでのところ現存する関連文書で正平十三年（一三五八）の義武の状況を確認することはできない。

ここでは、正平十年（一三五五）の段階で武直が正式守護であったと考えた場合、この段階で義武の立場をどう見るかという点を考えておこう。

一三五五年（南朝・正平十、北朝・文和四）という年は、北部九州で官方（南朝方）が勢力を拡大した時期であり、京都でも南朝方が入京を果たしていた。したがって、長門国は北部九州の官方（南朝方）と周防国の南朝方である大内弘世によっていわば包囲される形勢にあった。これらの南朝方に対抗するには、長門国の東部では周防方面に備え、西部では北部九州方面に備える必要があったといえる。そのように考えると、霜降山城を東部方面への備えとし、下関周辺を北部九州への備えとするのは理にかなうものであったのではなからうか。あくまで推測ながら、二方面のそれぞれの指揮官として、厚東氏の拠点である霜降山城に義武を、下関方面に武直を配置したとする想定も可能なのではないかと思う。

実際、この時期、文和四年（一三五五）十月には九州の幕府方である一色氏が官方の攻勢の前に長門国に移動しており、翌年後半には一色直氏が長門国から豊前国へ発向するなど、長門国が幕府方にとって対九州戦争の出撃拠点となっていた状況が読み取れる（21）。

以上を要するに、推測を交えながらの検討となったが、現存する系図類が記す正平十年（一三五五）の厚東氏については、正式守護の武直と子息義武が、当時の南朝方優勢という状況の中で、いわば長門国の西部と東部を拠点に南朝方に対抗していたのではないかと想定してみた。このように考えると、四で述べた内容との矛盾は生じないように思

う。

六 おわりに

最後に、これまでの検討結果を簡単に整理して攔筆することにしよう。

一、厚東系図の没年の記述のうち、武直の箇所については検討の必要がある。義武についても系図の記述は採用できない箇所がある。武実（崇西）と武村については、これまでのところ系図の記事を否定する積極的な材料はない。

二、武実（崇西）から武村への守護職交代をへ長門国守護守護代等歴代諸本（注（2）参照）に従い貞和四年（一三四八）三月五日のこととすると、同年十月日付の軍忠状奥書（武久家文書）の記述から、当時の長門国の正式守護は武村で所労のため在京していたとみられる。

三、厚東武直の守護在職期間のうち、下限については新たに次のように整理してみた。正式守護と実際の守護の活動を行う者が別々にいる場合（つまり正式守護は文和二年十二月（家譜）または翌年二月（へ長門国守護守護代等歴代諸本）、武直から義武に交代したが、実際は武直がある時期まで守護として活動したと考えるもの）と、一人が正式守護で実際に守護としても活動する場合（つまり少なくとも延文元年（一三五六）十一月まで正式守護は武直、それ以降のある時期から義武に交代したと考えるもの）の二つの場合である。

しかし、家譜、系図の記す武直、義武の没年の記述は検討を要するところがあることから（前述）、これまでのところ原文書に従い、すでに『宇部市史 通史編上巻』が記すように少なくとも延文元年（一三五六）十一月まで武直の守護在職を考えておきたい。次の義武の活動については、正平十九年（一三六四）六月をとりあえずの在職の最初かと記述しておくにとどめたい。

（注）

（1）、佐藤進一『室町幕府守護制度の研究 下―南北朝期諸

国守護沿革考証編一』（東京大学出版会、一九八八年）一七二～一七三頁。以下、佐藤氏の見解は、特に断らない限り本書による。

(2)、「長門国守護職次第」は『山口県史 史料編中世1』（一九九六年）六〇一頁以下に、「厚東氏系図」は『宇部市史 史料編上』（宇部市、一九九〇年）五一頁以下に、「厚東家譜」は、厚東氏に関する最初のまとまった著作である川副博氏の『長門国守護厚東氏の研究及び史料』（風間書房、一九七七年）一三一頁以下による。

なお、『山口県史 史料編中世1』（一九九六年）に所収の「長門国守護職次第」は本文四で後述する長門一宮系本である。

また、長門国の守護、守護代等の歴代を記した史料については、いくつかの系統があり、名称も「長門国守護職次第」、「長門国守護代記」や「長門国司守護代記」など、統一されていない。詳細は田村哲夫「長門守護代の研究」（『山口県文書館研究紀要』一号、一九七二年、以下①論文とする）及び田村哲夫「異本『長門守護代記』の紹介」（『山口県文書館研究紀要』九号、一九八二年、以下②論文とする）、秋山哲雄「鎌倉期の長門国守護と「長門国守護職次第」」（『東京大学史料編纂所研究紀要』第十五号、二〇〇五年）に詳しい。秋山氏は、諸写本の書名を検討し、守護代に重点が置かれた「長門国守護代記」という書名が近世段階では一般的であることを指摘した上で、煩を避けるために、この史料の略称を「守護次第」で統一している。本稿では、いくつかの系統があり記述にも異なる部分があるという先学の研究をふまえながら、これらの諸本が長門国の守護、守護代等の動向を記している点を重視して、諸本の略称を便宜的に「長門国守護守護代等歴代諸本」と記述しておくことにする。

なお、本論文での「長門国守護守護代等歴代諸本」に関する記述は、特に注記しない限り、田村氏の論文によることをあらかじめお断りしておく。

(3)、「厚東氏系図」は前掲注(2)を、「厚東家譜」は前掲注(2)及び『大日本史料』第六編十五、四九九頁を参照。

(4)、出典は浄名寺文書は『山口県史 史料編中世3』（二〇

〇四年）七一三～七一四頁、武久家文書は『山口県史 史料編中世4』（二〇〇八年）二八六頁による。花押は別冊の「花押・印章集」により確認した。

(5)、宇部市、一九九二年、一九四～一九七頁（國守進氏執筆）。

(6)、前掲注(3)に同じ。以下、系図の出典はすべてこれによる。表二の(三)については、『防長寺社由来 第四卷』（一九八三年）二二九頁以下参照。

(7)、出典は『山口県史 史料編中世3』（二〇〇四年）七二三頁による。花押は別冊の「花押・印章集」により確認した。(8)、出典は『山口県史 史料編中世4』（二〇〇八年）二八六頁による。花押は別冊の「花押・印章集」により確認した。

(9)、藤井崇「南北朝期長門国における厚東氏権力と弘世期大内氏権力」（『鎌倉遺文研究』第二一号、二〇〇八年）六三頁。

(10)、佐藤進一「『新版』古文書学入門」（法政大学出版局、一九九七年）二四四頁。

(11)、佐藤前掲注(1)著書一七一頁。

(12)、この点、近刊の『山口県史 通史編中世』第三編第二章第一節でも述べている。

(13)、田村前掲注(2)②論文で紹介された一本、萩市堀内の岡誠作氏所蔵「防長両国温知録所収長門国国司守護職歴代之記」を見ると、武村について、「貞和四戊子三月五日賜守護職、貞和五年己丑年大内弘世ト戦フテ討死ス」（六四頁）と見えている。これに従えば、武村に関する史料が確認できないのは、守護となった翌年に大内弘世と戦い亡くなったためでもあったということになる。

(14)、田村前掲注(2)①論文二頁。この点、秋山注(2)論文五六頁でも「この成立時期は他の写本とくらべて最も早く」との指摘がある。ここで秋山氏が対象としているのは、長門国一宮系本のうち、長門一宮住吉神社所蔵本のことである。

(15)、復刻版、マツノ書店、一九七五年、八五頁。

(16)、川副前掲注(2)著書三一六頁。

(17)、佐藤前掲注(1)著書一七三頁。

(18)、前掲注(5)二〇〇頁（國守進氏執筆）。細かいことに

なるけれど、同書にて守護武直の活動に関して記述がなされていくが、市史の通史編という性格もあり、武直の守護在職期間に関する従来の理解をふまえた在職期間そのものへの詳細な記述はなされていないように見えることから、本稿で簡単な整理を試みたことを付言しておく。

なお、厚東郷土史研究会編『厚東』第五二号（二〇一〇年）所収の沖金吾氏の論文「南北朝期における大内氏と厚東氏の争奪戦」一八頁では、「史料二」の差出人を「長門守義武」と記述している。

(19)、出典は『山口県史 史料編中世4』（二〇〇八年）一七八頁による。花押は別冊の「花押・印章集」により確認した。

(20)、出典についてはさしあたり、前掲注（15）の該当箇所を参照されたい。

(21)、南北朝後半の防長地域を含む西日本の政治的状况については注（12）第三編第二章を参照されたい。

(追記) 本稿は、科学研究費補助金（基盤研究（B）、「紛争解決制度化の比較史・前近代における「裁判」と「裁判外」」、研究代表者駒澤大学法学部教授北野かほる氏）による研究分担の成果の一部である。

最後になったが、本稿を成すに際しては、山口県史編さん室及び同中世部会の各位に多大な御教示をいただいた。ここに明記してお礼を申し上げる次第である。